令和６年度　文教施設における多様なＰＰＰ／ＰＦＩの先導的開発事業
委託要項

令和６年２月 28 日
大臣官房長決定

１．趣旨

今後、多くの文教施設等が老朽化による更新時期を迎える中、文教施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的で良好な公共サービスを実現するため、多様なＰＰＰ／ＰＦＩを推進していくことが必要である。

「ＰＰＰ／ＰＦＩ推進アクションプラン（令和５年改定版）」（令和５年６月２日民間資金等活用事業推進会議決定）では、文教施設（スポーツ施設、文化・社会教育施設、大学施設）が重点分野として位置づけられ、公共施設等運営権制度を活用したＰＦＩ事業（以下「コンセッション事業」という。）の活用を目指すため、令和８年度までに具体化すべき事業件数（５年件数目標）及び令和 13 年度までに具体化を狙う野心的な事業件数（事業件数 10 年ターゲット）が設定された。

これらを実現するため、文教施設においてコンセッション事業の活用を検討した取組が具体化されるよう、先導的事例の形成に向けた取組を実施する。

これらのことを踏まえ、文部科学省は、文教施設におけるコンセッション事業を含めた多様なＰＰＰ／ＰＦＩについて、先導的な取組への支援と成果の横展開を行い、地方公共団体等において多様なＰＰＰ／ＰＦＩが導入されることを促進する。

２．委託業務の内容

入札説明書及び別冊仕様書による。

３．業務の委託先

総合評価落札方式により選定された相手方。

４．委託期間

契約を締結した日から令和７年３月 14 日（金）までとする。

５．委託手続

（１）団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文部科学省に提出すること。

（２）文部科学省は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

６．委託経費

（１）文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。

（２）文部科学省は、団体等が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

（３）本事業はコンセッションを含む多様な PPP/PFI について実現可能性の調査検証に要する経費を対象とし、原則、基本・実施設計費、施設・設備整備費は対象としない。

７．再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

８．業務完了（廃止）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から 30 日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなくてはならない。

９．委託費の額の確定

（１）文部科学省は、上記８の委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。

（２）上記（１）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

１０．その他

（１）文部科学省は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。

（２）文部科学省は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

（３）文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。

（４）団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

（５）受託者は、適宜、委託業務の実施状況等について、文部科学省に報告する。

（６）委託業務の実施に伴い発生した著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する全ての権利を含む。）は、原則として文部科学省に帰属させるものとする。

（７）本委託要項に定める内容以外の具体的な事務手続等については、「大臣官房文教施設企画・防災部委託事業実施要領」による。

（８）本委託要項に定める事項のほか、委託業務の実施に当たり必要な事項は仕様書又は契約書に定める。